

全編共通 読替対照表

以下の語句については、本共通仕様書全編において読替えるものとする。

長崎県建設工事共通仕様書(H30.4.1)	長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)H30.6.1
監督職員	監督員
監督員	担当監督員
検査職員	検査員
請負代金内訳書	工事内訳明細書
計画工程表	工程表
既済部分検査	出来形検査
部分払	内払
工事完成通知書	しゅん工届
事故報告	事故報告書
契約担任者(規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。)	契約課長
検査規定	検査要領
本県発注工事	本市発注工事

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-1	<p>1-1-1 適用</p> <p>1. 長崎県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規程、長崎県土木工事検査基準、長崎県建築工事検査基準、長崎県土木工事検査指導幹職務要綱、長崎県建築工事検査専門職員職務要綱、長崎県建設工事施工管理基準（以下「検査規定等」と総称する）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、長崎県財務規則（昭和39年、長崎県規則第23号）（以下「規則」という。）第119条、第120条及び第121条に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>1-1-1 適用</p> <p>3. 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>1-1-1 適用</p> <p>1. 長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読み替え版）（以下「共通仕様書」という。）は、佐世保市が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「佐世保市建設工事監督要領、佐世保市建設工事検査要領、長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読み替え版）（以下「検査規定等」と総称する）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、出来形検査）にあたっては、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）（以下「規則」という。）第146条、182条から第184条及び第186条から第191条までの規定に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p>
共-1-2	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には、主として主任監督員及び監督員が対応する。監督職員は、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担当者をいう。）に対する通知等を行う者をいう。</p> <p>2. 総括監督員とは、「検査規定等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。</p> <p>6. 設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書及び監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面をいう。</p> <p>11. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p>	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>6. 設計図書とは、特記仕様書、契約図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書をいう。</p> <p>10. 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。 ※以降の番号ふりなおし</p>	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受注者には、主として主任監督員及び担当監督員が対応する。監督員は、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約課長に対する通知等を行う者をいう。</p> <p>2. 総括監督員とは、「監督要領等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。</p> <p>6. 設計図書とは、特記仕様書、契約図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>10. 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。 ※以降の番号ふりなおし</p> <p>12. 質問回答書とは、現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
		22. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。 23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 24. 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	22. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。 23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 24. 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
	21. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	25. 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	25. 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
		26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。 29. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。 30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。 31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。 32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。 33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。 29. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。 30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。 31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。 32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。 33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
	25. 完成検査とは、検査職員が契約書第31条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。 26. 中間検査とは、工事施工の途中において、特に確認が必要な場合に、検査職員が確認を行うこといい、請負代金の支払いを伴うものではない。 27. 既済部分検査とは、検査職員が、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。 32. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。 41. 完成とは、受注者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく工事完成通知書を通じた日をいう。		37. 完成検査とは、佐世保市建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第3条第1号に規定するものをいう。 38. 出来形検査とは、検査要領第3条第2号に規定するものをいう。 39. 中間検査とは、検査要領第3条第3号に規定するものをいう。
共-1-5	1-1-4 請負代金内訳書 1. 受注者は、契約書第3条第2項の請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を求められたときは、速やかに作成し発注者に提出しなければならない。	1-1-4 請負代金内訳書 1. 受注者は、契約書第3条第2項の規定により、工期の始期日から30日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。	1-1-4 工事内訳明細書 1. 受注者は、契約書第3条第2項に基づき工事内訳明細書（以下「内訳書」という。）の提出を求められたときは、速やかに作成し発注者に提出しなければならない。
共-1-5	1-1-5 計画工程表 受注者は、工事の着手前（工期始期日から30日以内）に計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。	1-1-5 計画工程表 受注者は、工事の着手前（工期の始期日から30日以内）に計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。	1-1-5 工程表 受注者は、契約書第3条第1項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-5	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(8) 施工管理計画 (施工管理担当者氏名を含む)</p>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。</p>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>(6) 主要資材 (佐世保市様式に限る。)</p> <p>(8) 施工管理計画 (工程管理、品質管理、写真管理、出来形管理及び段階確認書、施工管理担当者氏名等を含む。)</p>
共-1-7	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>(2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p>	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>(5) 下請負者 (受注者が直接締結する下請契約の相手方に限る。) は、契約書第7条の2に規定する社会保険等未加入建設業者でないこと。</p>	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>(2) 下請負者が佐世保市の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(5) 下請負者 (受注者が直接締結する下請契約の相手方に限る。) は、契約書第7条の2に規定する社会保険等未加入建設業者でないこと。</p>
共-1-7	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>
共-1-9	<p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第45条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で協議しなければならない。</p>		<p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. 契約書約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条及び第41条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で協議しなければならない。</p>
共-1-10	<p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>4. 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p>		<p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>4. 受注者は、契約書約款第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した支給・貸与物品受領書を監督職員に提出しなければならない。</p>
共-1-11	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>4. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を電子ファイル (建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS) により作成されたもの) とともに監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改定法律第69号) 第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正法律第69号) 第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。</p>	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改定法律第69号) 第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正法律第69号) 第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。また、工事完成後1年間保存しなければならない。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		改定後		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)		改定後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
頁	改定前	改定後	改定後	改定後	改定後	改定後	改定後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
共-1-11		<p>6. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負金額が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>また、工事請負金額が500万円未満であっても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)の対象工事の場合は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、前項により再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>以降番号の振り直し</p>	<p>6. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負金額が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>また、工事請負金額が500万円未満であっても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)の対象工事の場合は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、前項により再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>以降番号の振り直し</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
共-1-13	<p>1-1-23 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等</p> <p>表1-1 段階確認一覧表 1/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指定設置工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr> <tr><td>開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)</td><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>道路土工(鋼筋工)</td><td></td><td>ブルーフローリング実施時</td></tr> <tr><td>基礎土工(鋼筋工)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装工(下層部)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>表層安定処理</td><td>表層混合処理・路床安定処理</td><td>処理完了時</td></tr> <tr><td></td><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>サンドマット</td><td>サンドマット</td></tr> <tr><td>パーチカルドレーン工</td><td>サンドドレーン</td><td>施工時</td></tr> <tr><td></td><td>袋状式サンドドレーン</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>ペーパードレーン</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td>締めの改良工</td><td>サンドコンパクションバイブル</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>粉体噴射擁壁</td><td>施工時</td></tr> <tr><td></td><td>高圧噴射擁壁</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>セメントミルク擁壁</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>生石炭パイル</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td>矢張工</td><td>鋼管矢張</td><td>打込時</td></tr> <tr><td>(任意取除を除く)</td><td>鋼管矢張</td><td>打込完了時</td></tr> <tr><td>既製杭工</td><td>既製コンクリート杭</td><td>打込時(打込杭)</td></tr> <tr><td></td><td>鋼管杭</td><td>掘削完了時(中環杭)</td></tr> <tr><td></td><td>H鋼杭</td><td>掘削完了時(中環杭)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td>場所打杭工</td><td>リブス杭</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>オールドリル杭</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>大口直杭</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>深礎工</td><td>鋼管掘込付完了時</td><td>鋼管掘込付完了時</td></tr> <tr><td></td><td>本体設置前(オープンケーソン)</td><td>本体設置前(オープンケーソン)</td></tr> <tr><td></td><td>掘削完了時(ニューマチックケーソン)</td><td>掘削完了時(ニューマチックケーソン)</td></tr> <tr><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>鋼管矢張基礎工</td><td>打込時</td><td>打込時</td></tr> <tr><td></td><td>打込完了時</td><td>打込完了時</td></tr> <tr><td></td><td>杭掘削完了時</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td>置換工(重要構造物)</td><td>掘削完了時</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>掘削・掘削工</td><td>掘削完了時</td><td>掘削完了時</td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	指定設置工		設置完了時	開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)		土(骨)質の変化した時	道路土工(鋼筋工)		ブルーフローリング実施時	基礎土工(鋼筋工)			舗装工(下層部)			表層安定処理	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時		置換	掘削完了時		サンドマット	サンドマット	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時		袋状式サンドドレーン	施工完了時		ペーパードレーン	施工完了時	締めの改良工	サンドコンパクションバイブル	施工完了時		粉体噴射擁壁	施工時		高圧噴射擁壁	施工完了時		セメントミルク擁壁	施工完了時		生石炭パイル	施工完了時	矢張工	鋼管矢張	打込時	(任意取除を除く)	鋼管矢張	打込完了時	既製杭工	既製コンクリート杭	打込時(打込杭)		鋼管杭	掘削完了時(中環杭)		H鋼杭	掘削完了時(中環杭)			杭掘削完了時	場所打杭工	リブス杭	掘削完了時		オールドリル杭	杭掘削完了時		大口直杭	杭掘削完了時			土(骨)質の変化した時	深礎工	鋼管掘込付完了時	鋼管掘込付完了時		本体設置前(オープンケーソン)	本体設置前(オープンケーソン)		掘削完了時(ニューマチックケーソン)	掘削完了時(ニューマチックケーソン)		土(骨)質の変化した時	土(骨)質の変化した時	鋼管矢張基礎工	打込時	打込時		打込完了時	打込完了時		杭掘削完了時	杭掘削完了時	置換工(重要構造物)	掘削完了時	掘削完了時	掘削・掘削工	掘削完了時	掘削完了時	<p>1-1-23 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等</p> <p>表1-1 段階確認一覧表 1/4 (-般土木1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指定設置工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr> <tr><td>開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)</td><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>道路土工(鋼筋工)</td><td></td><td>ブルーフローリング実施時</td></tr> <tr><td>基礎土工(鋼筋工)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装工(下層部)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>表層安定処理</td><td>表層混合処理・路床安定処理</td><td>処理完了時</td></tr> <tr><td></td><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>サンドマット</td><td>サンドマット</td></tr> <tr><td>パーチカルドレーン工</td><td>サンドドレーン</td><td>施工時</td></tr> <tr><td></td><td>袋状式サンドドレーン</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>ペーパードレーン</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td>締めの改良工</td><td>サンドコンパクションバイブル</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>粉体噴射擁壁</td><td>施工時</td></tr> <tr><td></td><td>高圧噴射擁壁</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>セメントミルク擁壁</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>生石炭パイル</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td>矢張工</td><td>鋼管矢張</td><td>打込時</td></tr> <tr><td>(任意取除を除く)</td><td>鋼管矢張</td><td>打込完了時</td></tr> <tr><td>既製杭工</td><td>既製コンクリート杭</td><td>打込時(打込杭)</td></tr> <tr><td></td><td>鋼管杭</td><td>掘削完了時(中環杭)</td></tr> <tr><td></td><td>H鋼杭</td><td>掘削完了時(中環杭)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td>場所打杭工</td><td>リブス杭</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>オールドリル杭</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>大口直杭</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>深礎工</td><td>鋼管掘込付完了時</td><td>鋼管掘込付完了時</td></tr> <tr><td></td><td>本体設置前(オープンケーソン)</td><td>本体設置前(オープンケーソン)</td></tr> <tr><td></td><td>掘削完了時(ニューマチックケーソン)</td><td>掘削完了時(ニューマチックケーソン)</td></tr> <tr><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>鋼管矢張基礎工</td><td>打込時</td><td>打込時</td></tr> <tr><td></td><td>打込完了時</td><td>打込完了時</td></tr> <tr><td></td><td>杭掘削完了時</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td>置換工(重要構造物)</td><td>掘削完了時</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>掘削・掘削工</td><td>掘削完了時</td><td>掘削完了時</td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	指定設置工		設置完了時	開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)		土(骨)質の変化した時	道路土工(鋼筋工)		ブルーフローリング実施時	基礎土工(鋼筋工)			舗装工(下層部)			表層安定処理	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時		置換	掘削完了時		サンドマット	サンドマット	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時		袋状式サンドドレーン	施工完了時		ペーパードレーン	施工完了時	締めの改良工	サンドコンパクションバイブル	施工完了時		粉体噴射擁壁	施工時		高圧噴射擁壁	施工完了時		セメントミルク擁壁	施工完了時		生石炭パイル	施工完了時	矢張工	鋼管矢張	打込時	(任意取除を除く)	鋼管矢張	打込完了時	既製杭工	既製コンクリート杭	打込時(打込杭)		鋼管杭	掘削完了時(中環杭)		H鋼杭	掘削完了時(中環杭)			杭掘削完了時	場所打杭工	リブス杭	掘削完了時		オールドリル杭	杭掘削完了時		大口直杭	杭掘削完了時			土(骨)質の変化した時	深礎工	鋼管掘込付完了時	鋼管掘込付完了時		本体設置前(オープンケーソン)	本体設置前(オープンケーソン)		掘削完了時(ニューマチックケーソン)	掘削完了時(ニューマチックケーソン)		土(骨)質の変化した時	土(骨)質の変化した時	鋼管矢張基礎工	打込時	打込時		打込完了時	打込完了時		杭掘削完了時	杭掘削完了時	置換工(重要構造物)	掘削完了時	掘削完了時	掘削・掘削工	掘削完了時	掘削完了時	<p>1-1-23 監督員による検査(確認を含む)及び立会等</p> <p>表1-1 段階確認一覧表 1/4 (-般土木1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指定設置工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr> <tr><td>開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)</td><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>道路土工(鋼筋工)</td><td></td><td>ブルーフローリング実施時</td></tr> <tr><td>基礎土工(鋼筋工)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装工(下層部)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>表層安定処理</td><td>表層混合処理・路床安定処理</td><td>処理完了時</td></tr> <tr><td></td><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>サンドマット</td><td>サンドマット</td></tr> <tr><td>パーチカルドレーン工</td><td>サンドドレーン</td><td>施工時</td></tr> <tr><td></td><td>袋状式サンドドレーン</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>ペーパードレーン</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td>締めの改良工</td><td>サンドコンパクションバイブル</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>粉体噴射擁壁</td><td>施工時</td></tr> <tr><td></td><td>高圧噴射擁壁</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>セメントミルク擁壁</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td></td><td>生石炭パイル</td><td>施工完了時</td></tr> <tr><td>矢張工</td><td>鋼管矢張</td><td>打込時</td></tr> <tr><td>(任意取除を除く)</td><td>鋼管矢張</td><td>打込完了時</td></tr> <tr><td>既製杭工</td><td>既製コンクリート杭</td><td>打込時(打込杭)</td></tr> <tr><td></td><td>鋼管杭</td><td>掘削完了時(中環杭)</td></tr> <tr><td></td><td>H鋼杭</td><td>掘削完了時(中環杭)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td>場所打杭工</td><td>リブス杭</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>オールドリル杭</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td>大口直杭</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>深礎工</td><td>鋼管掘込付完了時</td><td>鋼管掘込付完了時</td></tr> <tr><td></td><td>本体設置前(オープンケーソン)</td><td>本体設置前(オープンケーソン)</td></tr> <tr><td></td><td>掘削完了時(ニューマチックケーソン)</td><td>掘削完了時(ニューマチックケーソン)</td></tr> <tr><td></td><td>土(骨)質の変化した時</td><td>土(骨)質の変化した時</td></tr> <tr><td>鋼管矢張基礎工</td><td>打込時</td><td>打込時</td></tr> <tr><td></td><td>打込完了時</td><td>打込完了時</td></tr> <tr><td></td><td>杭掘削完了時</td><td>杭掘削完了時</td></tr> <tr><td>置換工(重要構造物)</td><td>掘削完了時</td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>掘削・掘削工</td><td>掘削完了時</td><td>掘削完了時</td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	指定設置工		設置完了時	開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)		土(骨)質の変化した時	道路土工(鋼筋工)		ブルーフローリング実施時	基礎土工(鋼筋工)			舗装工(下層部)			表層安定処理	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時		置換	掘削完了時		サンドマット	サンドマット	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時		袋状式サンドドレーン	施工完了時		ペーパードレーン	施工完了時	締めの改良工	サンドコンパクションバイブル	施工完了時		粉体噴射擁壁	施工時		高圧噴射擁壁	施工完了時		セメントミルク擁壁	施工完了時		生石炭パイル	施工完了時	矢張工	鋼管矢張	打込時	(任意取除を除く)	鋼管矢張	打込完了時	既製杭工	既製コンクリート杭	打込時(打込杭)		鋼管杭	掘削完了時(中環杭)		H鋼杭	掘削完了時(中環杭)			杭掘削完了時	場所打杭工	リブス杭	掘削完了時		オールドリル杭	杭掘削完了時		大口直杭	杭掘削完了時			土(骨)質の変化した時	深礎工	鋼管掘込付完了時	鋼管掘込付完了時		本体設置前(オープンケーソン)	本体設置前(オープンケーソン)		掘削完了時(ニューマチックケーソン)	掘削完了時(ニューマチックケーソン)		土(骨)質の変化した時	土(骨)質の変化した時	鋼管矢張基礎工	打込時	打込時		打込完了時	打込完了時		杭掘削完了時	杭掘削完了時	置換工(重要構造物)	掘削完了時	掘削完了時	掘削・掘削工	掘削完了時	掘削完了時
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
指定設置工		設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)		土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路土工(鋼筋工)		ブルーフローリング実施時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
基礎土工(鋼筋工)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工(下層部)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
表層安定処理	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	置換	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	サンドマット	サンドマット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	袋状式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ペーパードレーン	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
締めの改良工	サンドコンパクションバイブル	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	粉体噴射擁壁	施工時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	高圧噴射擁壁	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	セメントミルク擁壁	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	生石炭パイル	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
矢張工	鋼管矢張	打込時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(任意取除を除く)	鋼管矢張	打込完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時(打込杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	鋼管杭	掘削完了時(中環杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	H鋼杭	掘削完了時(中環杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
場所打杭工	リブス杭	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	オールドリル杭	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	大口直杭	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
深礎工	鋼管掘込付完了時	鋼管掘込付完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	本体設置前(オープンケーソン)	本体設置前(オープンケーソン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	掘削完了時(ニューマチックケーソン)	掘削完了時(ニューマチックケーソン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	土(骨)質の変化した時	土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鋼管矢張基礎工	打込時	打込時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	打込完了時	打込完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	杭掘削完了時	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
置換工(重要構造物)	掘削完了時	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
掘削・掘削工	掘削完了時	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
指定設置工		設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)		土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路土工(鋼筋工)		ブルーフローリング実施時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
基礎土工(鋼筋工)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工(下層部)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
表層安定処理	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	置換	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	サンドマット	サンドマット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	袋状式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ペーパードレーン	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
締めの改良工	サンドコンパクションバイブル	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	粉体噴射擁壁	施工時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	高圧噴射擁壁	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	セメントミルク擁壁	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	生石炭パイル	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
矢張工	鋼管矢張	打込時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(任意取除を除く)	鋼管矢張	打込完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時(打込杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	鋼管杭	掘削完了時(中環杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	H鋼杭	掘削完了時(中環杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
場所打杭工	リブス杭	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	オールドリル杭	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	大口直杭	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
深礎工	鋼管掘込付完了時	鋼管掘込付完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	本体設置前(オープンケーソン)	本体設置前(オープンケーソン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	掘削完了時(ニューマチックケーソン)	掘削完了時(ニューマチックケーソン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	土(骨)質の変化した時	土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鋼管矢張基礎工	打込時	打込時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	打込完了時	打込完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	杭掘削完了時	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
置換工(重要構造物)	掘削完了時	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
掘削・掘削工	掘削完了時	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
指定設置工		設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
開口・橋脚・鉄筋土工(鋼筋工)		土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道路土工(鋼筋工)		ブルーフローリング実施時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
基礎土工(鋼筋工)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工(下層部)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
表層安定処理	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	置換	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	サンドマット	サンドマット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	袋状式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ペーパードレーン	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
締めの改良工	サンドコンパクションバイブル	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	粉体噴射擁壁	施工時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	高圧噴射擁壁	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	セメントミルク擁壁	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	生石炭パイル	施工完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
矢張工	鋼管矢張	打込時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(任意取除を除く)	鋼管矢張	打込完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時(打込杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	鋼管杭	掘削完了時(中環杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	H鋼杭	掘削完了時(中環杭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
場所打杭工	リブス杭	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	オールドリル杭	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	大口直杭	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
深礎工	鋼管掘込付完了時	鋼管掘込付完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	本体設置前(オープンケーソン)	本体設置前(オープンケーソン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	掘削完了時(ニューマチックケーソン)	掘削完了時(ニューマチックケーソン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	土(骨)質の変化した時	土(骨)質の変化した時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鋼管矢張基礎工	打込時	打込時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	打込完了時	打込完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	杭掘削完了時	杭掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
置換工(重要構造物)	掘削完了時	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
掘削・掘削工	掘削完了時	掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
共-1-14	<p>表1-1 段階確認一覧表 2/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砂防ダム</td><td></td><td>法籍設置完了時</td></tr> <tr><td>護岸工</td><td>法籍工(護土工がある場合)</td><td>掘土前</td></tr> <tr><td></td><td>基礎工・根固工</td><td>設置完了時</td></tr> <tr><td>重要構造物</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	砂防ダム		法籍設置完了時	護岸工	法籍工(護土工がある場合)	掘土前		基礎工・根固工	設置完了時	重要構造物			<p>表1-1 段階確認一覧表 2/4 (-般土木2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砂防ダム</td><td></td><td>法籍設置完了時</td></tr> <tr><td>護岸工</td><td>法籍工(護土工がある場合)</td><td>掘土前</td></tr> <tr><td></td><td>基礎工・根固工</td><td>設置完了時</td></tr> <tr><td>重要構造物</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	砂防ダム		法籍設置完了時	護岸工	法籍工(護土工がある場合)	掘土前		基礎工・根固工	設置完了時	重要構造物			<p>表1-1 段階確認一覧表 2/4 (-般土木2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砂防ダム</td><td></td><td>法籍設置完了時</td></tr> <tr><td>護岸工</td><td>法籍工(護土工がある場合)</td><td>掘土前</td></tr> <tr><td></td><td>基礎工・根固工</td><td>設置完了時</td></tr> <tr><td>重要構造物</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	砂防ダム		法籍設置完了時	護岸工	法籍工(護土工がある場合)	掘土前		基礎工・根固工	設置完了時	重要構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																									
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
砂防ダム		法籍設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
護岸工	法籍工(護土工がある場合)	掘土前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	基礎工・根固工	設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
重要構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
砂防ダム		法籍設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
護岸工	法籍工(護土工がある場合)	掘土前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	基礎工・根固工	設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
重要構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
砂防ダム		法籍設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
護岸工	法籍工(護土工がある場合)	掘土前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	基礎工・根固工	設置完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
重要構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
共-1-15	<p>表1-1 段階確認一覧表 3/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>液状土(岩)</td><td></td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	液状土(土砂)		掘削完了時	液状土(岩)		掘削前	液状土(土砂)		掘削完了時	液状土(土砂)		掘削完了時	<p>表1-1 段階確認一覧表 3/4 (港湾・漁港1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>液状土(岩)</td><td></td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	液状土(土砂)		掘削完了時	液状土(岩)		掘削前	液状土(土砂)		掘削完了時	液状土(土砂)		掘削完了時	<p>表1-1 段階確認一覧表 3/4 (港湾・漁港1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>液状土(岩)</td><td></td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> <tr><td>液状土(土砂)</td><td></td><td>掘削完了時</td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	液状土(土砂)		掘削完了時	液状土(岩)		掘削前	液状土(土砂)		掘削完了時	液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(岩)		掘削前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(岩)		掘削前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	細別	確認時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(岩)		掘削前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
液状土(土砂)		掘削完了時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																																		
頁	改定前	改定後	改定後																																	
共-1-16	<p>表1-1 段階確認一覧表 4/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>種 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中絶</td> <td>中絶</td> <td>施工時 完了時</td> </tr> <tr> <td>裏コンクリート</td> <td>完了時</td> </tr> <tr> <td>上部コンクリート</td> <td>上部コンクリート</td> <td>完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	種 別	確 認 時 期	中絶	中絶	施工時 完了時	裏コンクリート	完了時	上部コンクリート	上部コンクリート	完了時	<p>表1-1 段階確認一覧表 4/4 (増補・廃止1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>種 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中絶</td> <td>中絶</td> <td>施工時 完了時</td> </tr> <tr> <td>裏コンクリート</td> <td>完了時</td> </tr> <tr> <td>上部コンクリート</td> <td>上部コンクリート</td> <td>完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	種 別	確 認 時 期	中絶	中絶	施工時 完了時	裏コンクリート	完了時	上部コンクリート	上部コンクリート	完了時	<p>表1-1 段階確認一覧表 4/4 (増補・廃止1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>種 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中絶</td> <td>中絶</td> <td>施工時 完了時</td> </tr> <tr> <td>裏コンクリート</td> <td>完了時</td> </tr> <tr> <td>上部コンクリート</td> <td>上部コンクリート</td> <td>完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	種 別	確 認 時 期	中絶	中絶	施工時 完了時	裏コンクリート	完了時	上部コンクリート	上部コンクリート	完了時
種 別	種 別	確 認 時 期																																		
中絶	中絶	施工時 完了時																																		
	裏コンクリート	完了時																																		
上部コンクリート	上部コンクリート	完了時																																		
種 別	種 別	確 認 時 期																																		
中絶	中絶	施工時 完了時																																		
	裏コンクリート	完了時																																		
上部コンクリート	上部コンクリート	完了時																																		
種 別	種 別	確 認 時 期																																		
中絶	中絶	施工時 完了時																																		
	裏コンクリート	完了時																																		
上部コンクリート	上部コンクリート	完了時																																		
共-1-19	<p>1-1-27 中間検査 1. 受注者は、長崎県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。 2. 完成検査、既済部分検査は、長崎県財務規則第119条の3の検査を実施するときに行うものとする。 3. 中間検査は、工事施工の途中で特に確認が必要な場合に実施するものとする。</p>		<p>1-1-27 中間検査 1. 受注者は、佐世保市建設工事検査要領に基づく、中間検査を受けなければならない。 2. 完成検査、出来形検査は、佐世保市財務規則第186条の検査を実施するときに行うものとする。 3. 中間検査は、工事等の完了後においては出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保する必要がある場合に実施するものとする。</p>																																	
共-1-19	<p>1-1-28 部分使用 2. 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p>		<p>1-1-28 部分使用 2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査または監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p>																																	
共-1-19	<p>1-1-29 施工管理 3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時までに提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>	<p>1-1-29 施工管理</p> <p>なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>	<p>1-1-29 施工管理 3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読み替え版)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読み替え版)」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成検査時までに提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読み替え版)」に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>																																	
共-1-19	<p>1-1-30 履行報告 受注者は、契約書第37条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出しなければならない。</p>		<p>1-1-30 履行報告 受注者は、契約書第35条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規程に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に認定請求書・工事履行報告書を発注者に提出しなければならない。</p>																																	
共-1-19	<p>1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>																																	
共-1-21	<p>23. 監督職員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p>23. 監督職員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p>23. 監督員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>																																	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30. 4. 1)		佐世保市読み替え版 (H30. 6. 1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-21	25. 受注者は、工事現場の イメージアップ を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	25. 受注者は、工事現場の 現場環境改善 を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	25. 受注者は、工事現場の 現場環境改善 を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
共-1-22	30. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。	30. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。	30. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、 監督員 、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。
共-1-23	40. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第 号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	40. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	40. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
共-1-24	1-1-35 事故報告 また、所定の様式（事故等発生速報、事故等発生報告書、事故報告書（休業日数4日以上の場合））を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。		1-1-35 事故報告書 また、所定の様式（ 事故報告書 ）を監督員が指示する期日までに、提出しなければならない。
共-1-24	1-1-36 環境対策 2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、必要に応じて書面にて提出しなければならない。 3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員へ提出しなければならない。 6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1-1-36 環境対策 2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、必要に応じて書面にて提出しなければならない。 3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員へ提出しなければならない。 6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成27年6月改正 法律第50号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1-1-36 環境対策 2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、必要に応じて書面にて提出しなければならない。 3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を 監督員 へ提出しなければならない。 6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成27年6月改正 法律第50号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																			
頁	改定前	改定後	改定後																		
共-1-25	<p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総環第215号）に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械を（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）使用しなければならない。</p>	<p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械を（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）使用しなければならない。</p>	<p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械を（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）使用しなければならない。</p>																		
共-1-25、26	<table border="1"> <caption>表1-3</caption> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</p>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<table border="1"> <caption>表1-3</caption> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<table border="1"> <caption>表1-3</caption> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考																				
一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
機 種	備 考																				
一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
機 種	備 考																				
一般工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
以下に示す基礎工専用機械のうち、ベームマシンは別記に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・掘削ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式圧入・引抜機 ・アースケーシング ・オールケーシング掘削機 ・リマースカーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、駆動ローラ ・ホイールトラクション	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
共-1-26	<table border="1"> <caption>表1-4</caption> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工専用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工専用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの		<table border="1"> <caption>表1-4</caption> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<table border="1"> <caption>表1-4</caption> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。				
機 種	備 考																				
トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工専用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの																					
機 種	備 考																				
トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
機 種	備 考																				
トンネル工専用建設機械 ・バックホウ（ベームマシン含む） ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																				
共-1-26	<p>1-1-37 文化財の保護</p> <p>1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>	<p>1-1-37 文化財の保護</p> <p>1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>	<p>1-1-37 文化財の保護</p> <p>1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>																		
共-1-26	<p>1-1-38 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。</p>		<p>1-1-38 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。</p>																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30. 4. 1)		佐世保市読み替え版 (H30. 6. 1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-27	1-1-39 諸法令の遵守 (1) 長崎県財務規則 (平成23年10月改正県規則38号) (2) 建設業法 (平成25年6月改正 法律第69号) (4) 労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (平成26年6月改正 法律第82号) (8) 雇用保険法 (平成26年6月改正 法律第69号) (9) 労働者災害補償保険法 (平成26年6月改正 法律第69号) (10) 健康保険法 (平成26年6月改正 法律第83号) (11) 中小企業退職金共済法 (平成26年6月改正 法律第69号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成25年11月改正 法律第86号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成26年6月改正 法律第74号) (14) 道路法 (平成26年6月改正 法律第72号) (15) 道路交通法 (平成26年6月改正 法律第69号) (16) 道路運送法 (平成26年6月改正 法律第69号) (17) 道路運送車両法 (平成26年6月改正 法律第69号) (20) 河川法 (平成26年6月改正 法律第69号) (22) 港湾法 (平成26年6月改正 法律第91号) (23) 港則法 (平成21年7月改正 法律第69号) (26) 下水道法 (平成26年6月改正 法律第69号) (27) 航空法 (平成26年6月改正 法律第70号) (30) 森林法 (平成26年6月改正 法律第69号) (32) 火薬類取締法 (平成26年6月改正 法律第69号) (33) 大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号) (35) 水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号) (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) (40) 砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1-1-39 諸法令の遵守 (2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号) (5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第31号) (5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) (8) 雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第63号) (9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号) (10) 健康保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (11) 中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第66号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号) (14) 道路法 (平成28年3月改正 法律第19号) (15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号) (16) 道路運送法 (平成28年12月改正 法律第106号) (17) 道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号) (20) 河川法 (平成27年5月改正 法律第22号) (22) 港湾法 (平成28年5月改正 法律第45号) (23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号) (26) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号) (27) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号) (30) 森林法 (平成28年5月改正 法律第47号) (32) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) (33) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号) (35) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号) (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号) (40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	1-1-39 諸法令の遵守 (1) 佐世保市財務規則 (平成24年3月改正 規則第9号) (2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号) (5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第31号) (5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) (8) 雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第63号) (9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号) (10) 健康保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (11) 中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第66号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号) (14) 道路法 (平成28年3月改正 法律第19号) (15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号) (16) 道路運送法 (平成28年12月改正 法律第106号) (17) 道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号) (20) 河川法 (平成27年5月改正 法律第22号) (22) 港湾法 (平成28年5月改正 法律第45号) (23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号) (26) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号) (27) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号) (30) 森林法 (平成28年5月改正 法律第47号) (32) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) (33) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号) (35) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号) (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号) (40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
共-1-28	(41) 電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号) (42) 消防法 (平成26年6月改正 法律第69号) (44) 建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号) (49) 海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号) (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号) (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号) (59) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号) (61) 漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号) (62) 空港法 (平成26年6月改正 法律第76号) (64) 厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号) (65) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号) (68) 職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号) (69) 所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号) (70) 水産資源保護法 (平成26年6月改正 法律第69号) (71) 船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号) (72) 著作権法 (平成26年6月改正 法律第69号) (73) 電波法 (平成26年6月改正 法律第69号) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成26年6月改正 法律第69号) (75) 労働保険の保険料の徴取等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) (77) 毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号) (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)	(41) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号) (42) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号) (44) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号) (48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号) (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号) (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号) (59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号) (61) 漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号) (62) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号) (64) 厚生年金保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (65) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号) (68) 職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号) (69) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号) (70) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号) (71) 船員保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (72) 著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号) (73) 電波法 (平成27年5月改正 法律第26号) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号) (75) 労働保険の保険料の徴取等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号) (77) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号)	(41) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号) (42) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号) (44) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号) (48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号) (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号) (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号) (59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号) (61) 漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号) (62) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号) (64) 厚生年金保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (65) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号) (68) 職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号) (69) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号) (70) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号) (71) 船員保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (72) 著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号) (73) 電波法 (平成27年5月改正 法律第26号) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号) (75) 労働保険の保険料の徴取等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号) (77) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号)

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-1-29	1-1-39 諸法令の遵守 3. 受注者は、当該工事の計画、 図面 、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1-1-39 諸法令の遵守 3. 受注者は、当該工事の計画、 契約図面 、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1-1-39 諸法令の遵守 3. 受注者は、当該工事の計画、 契約図面 、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに 監督員 と協議しなければならない。
共-1-29	1-1-40 官公庁等への手続等 5. 受注者は、工事の施工に 当たり 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に 当た らなければならない。 7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、事前に交渉内容を監督職員に報告するとともに、これらの交渉に 当た っては誠意をもって対応しなければならない。	1-1-40 官公庁等への手続等 5. 受注者は、工事の施工に あたり 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に あた らなければならない。 7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、事前に交渉内容を監督職員に報告するとともに、これらの交渉に あた っては誠意をもって対応しなければならない。	1-1-40 官公庁等への手続等 5. 受注者は、工事の施工に あたり 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に あた らなければならない。 7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、事前に交渉内容を 監督員 に報告するとともに、これらの交渉に あた っては誠意をもって対応しなければならない。
共-1-30	1-1-42 工事測量 4. 受注者は、工事の施工に 当たり 、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1-1-42 工事測量 4. 受注者は、工事の施工に あたり 、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1-1-42 工事測量 4. 受注者は、工事の施工に あたり 、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
共-1-31	1-1-43 提出書類 1. 受注者は、別添提出書類等様式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員と協議し、監督職員の指示する様式によらなければならない 2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他設計図書で指定した書類をいう。		1-1-43 提出書類 1. 受注者は、 所定の様式等 に基づいて、 監督員 に提出しなければならない。これに定めのないものは、 監督員 と協議し、監督員の指示する様式によらなければならない。 2. 契約書第9条第4項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、 監督員 に関する措置請求に係わる書類及びその他設計図書で指定した書類をいう。
共-1-32	1-1-45 特許権等 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1-1-45 特許権等 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1-1-45 特許権等 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
共-1-36	1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策 受注者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成22年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。		1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策 受注者は、当該工事にあたって 佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和63年5月1日） に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)
頁	改定前	改定後
共-1-37	<p>1-1-53 資材等の県内優先調達</p> <p>1. 受注者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</p> <p>3. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。</p> <p>4. 受注者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。</p> <p>県内生産品とは</p> <p>①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。 「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」</p> <p>②長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。</p>	<p>1-1-53 資材等の市内優先調達</p> <p>1. 受注者は、工事に使用する資材等（発注者が市内調達は不可能と判断している資材を除く）を調達しようとする場合には、佐世保市内に本店及び支店等を有する者の中から購入するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外取扱業者から調達しようとする場合は、その理由を付した書面（市内取扱業者から調達しない理由書）を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。</p> <p>2. 受注者は、工事に使用する資材等については、県内生産品を使用するよう努めなければならない。</p> <p>以降削除</p>
共-1-38	<p>1-1-54 下請人の県内優先活用</p> <p>1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。また、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする</p> <p>2. 受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式-1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</p> <p>3. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替え</p>	<p>1-1-54 下請人の市内優先活用</p> <p>受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手を佐世保市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を付した書面（市内業者と下請契約を締結しない理由書）を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。</p> <p>以降削除</p>
共-1-41	<p>1-1-57 現道工事における交通処理対策</p> <p>34. 事箇所の起終点には「工事中のご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならない。</p> <p>35. 識板は常にきれいに保たなければならない。</p> <p>36. 戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも100m先方から確認できるものでなければならない。またその数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、または時期には黄色灯も併用しなければならない。</p> <p>37. 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。</p>	<p>1-1-57 現道工事における交通処理対策</p> <p>34. 工事箇所の起終点には「工事中のご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならない。</p> <p>35. 標識板は常にきれいに保たなければならない。</p> <p>36. 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも100m先方から確認できるものでなければならない。またその数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、または時期には黄色灯も併用しなければならない。</p> <p>37. 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																																																																																								
頁	改定前	改定後	改定後																																																																																							
共-1-42		1-1-59 情報共有システムの利用 1. 受注者がA S P方式の情報共有システムの使用を希望し、発注者が承諾した場合は、情報共有システムを使用することができる。 (以下 省略)	1-1-59 情報共有システムの利用 1. 受注者がA S P方式の情報共有システムの使用を希望し、発注者が承諾した場合は、情報共有システムを使用することができる。 (以下 省略)																																																																																							
共-2-1	第2節 工事材料の品質 1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 3. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。 5. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し確認を受けなければならない。	第2節 工事材料の品質 1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で 品質規格証明書等 の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 5. 受注者は、設計図書において 監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用すること を指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し確認を受けなければならない。	第2節 工事材料の品質 1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、 監督員または検査員 の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で 品質規格証明書等 の提出を定められているものについては、 監督員 へ提出しなければならない。 3. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。 以降番号の降り直し 4. 受注者は、設計図書において 監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用すること を指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに 監督員 に提出し確認を受けなければならない。																																																																																							
共-2-3	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">7 鉄鋼</td><td>ピアノ線材 JIS G 3502</td><td>JIS G 3502</td></tr> <tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr> <tr><td>鉄線 JIS G 3532</td><td>JIS G 3532</td></tr> <tr><td>溶接金網 JIS G 3551</td><td>JIS G 3551</td></tr> <tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr> <tr><td rowspan="5">8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td><td>鋼管ぐい JIS A 5525</td><td>JIS A 5525</td></tr> <tr><td>H型鋼ぐい JIS A 5526</td><td>JIS A 5526</td></tr> <tr><td>熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528</td><td>JIS A 5528</td></tr> <tr><td>鋼管矢板 JIS A</td><td>JIS A 5530</td></tr> <tr><td rowspan="5">9 鋼製支保工</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr> <tr><td>六角ボルト</td><td>JIS B 1180</td></tr> <tr><td>六角ナット</td><td>JIS B 1181</td></tr> <tr><td>摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット</td><td>JIS B 1186</td></tr> </table>	7 鉄鋼	ピアノ線材 JIS G 3502	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532	溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい JIS A 5525	JIS A 5525	H型鋼ぐい JIS A 5526	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528	JIS A 5528	鋼管矢板 JIS A	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS B 1180	六角ナット	JIS B 1181	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">7 鉄鋼</td><td>ピアノ線材 JIS G 3502</td><td>JIS G 3502</td></tr> <tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr> <tr><td>鉄線 JIS G 3532</td><td>JIS G 3532</td></tr> <tr><td>溶接金網 JIS G 3551</td><td>JIS G 3551</td></tr> <tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr> <tr><td rowspan="5">8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td><td>鋼管ぐい JIS A 5525</td><td>JIS A 5525</td></tr> <tr><td>H形鋼ぐい JIS A 5526</td><td>JIS A 5526</td></tr> <tr><td>熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528</td><td>JIS A 5528</td></tr> <tr><td>鋼管矢板 JIS A</td><td>JIS A 5530</td></tr> <tr><td rowspan="5">9 鋼製支保工</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr> <tr><td>六角ボルト</td><td>JIS B 1180</td></tr> <tr><td>六角ナット</td><td>JIS B 1181</td></tr> <tr><td>摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット</td><td>JIS B 1186</td></tr> </table>	7 鉄鋼	ピアノ線材 JIS G 3502	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532	溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい JIS A 5525	JIS A 5525	H形鋼ぐい JIS A 5526	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528	JIS A 5528	鋼管矢板 JIS A	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS B 1180	六角ナット	JIS B 1181	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">7 鉄鋼</td><td>ピアノ線材 JIS G 3502</td><td>JIS G 3502</td></tr> <tr><td>硬鋼線材</td><td>JIS G 3506</td></tr> <tr><td>鉄線 JIS G 3532</td><td>JIS G 3532</td></tr> <tr><td>溶接金網 JIS G 3551</td><td>JIS G 3551</td></tr> <tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr> <tr><td rowspan="5">8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td><td>鋼管ぐい JIS A 5525</td><td>JIS A 5525</td></tr> <tr><td>H形鋼ぐい JIS A 5526</td><td>JIS A 5526</td></tr> <tr><td>熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528</td><td>JIS A 5528</td></tr> <tr><td>鋼管矢板 JIS A</td><td>JIS A 5530</td></tr> <tr><td rowspan="5">9 鋼製支保工</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr> <tr><td>六角ボルト</td><td>JIS B 1180</td></tr> <tr><td>六角ナット</td><td>JIS B 1181</td></tr> <tr><td>摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット</td><td>JIS B 1186</td></tr> </table>	7 鉄鋼	ピアノ線材 JIS G 3502	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532	溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい JIS A 5525	JIS A 5525	H形鋼ぐい JIS A 5526	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528	JIS A 5528	鋼管矢板 JIS A	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS B 1180	六角ナット	JIS B 1181	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
7 鉄鋼	ピアノ線材 JIS G 3502		JIS G 3502																																																																																							
	硬鋼線材		JIS G 3506																																																																																							
	鉄線 JIS G 3532		JIS G 3532																																																																																							
	溶接金網 JIS G 3551		JIS G 3551																																																																																							
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																																								
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい JIS A 5525	JIS A 5525																																																																																								
	H型鋼ぐい JIS A 5526	JIS A 5526																																																																																								
	熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528	JIS A 5528																																																																																								
	鋼管矢板 JIS A	JIS A 5530																																																																																								
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																							
六角ボルト		JIS B 1180																																																																																								
六角ナット		JIS B 1181																																																																																								
摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット		JIS B 1186																																																																																								
7 鉄鋼		ピアノ線材 JIS G 3502	JIS G 3502																																																																																							
	硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																								
	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532																																																																																								
	溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551																																																																																								
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																																								
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい JIS A 5525	JIS A 5525																																																																																								
	H形鋼ぐい JIS A 5526	JIS A 5526																																																																																								
	熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528	JIS A 5528																																																																																								
	鋼管矢板 JIS A	JIS A 5530																																																																																								
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																							
六角ボルト		JIS B 1180																																																																																								
六角ナット		JIS B 1181																																																																																								
摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット		JIS B 1186																																																																																								
7 鉄鋼		ピアノ線材 JIS G 3502	JIS G 3502																																																																																							
	硬鋼線材	JIS G 3506																																																																																								
	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532																																																																																								
	溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551																																																																																								
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																																								
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい JIS A 5525	JIS A 5525																																																																																								
	H形鋼ぐい JIS A 5526	JIS A 5526																																																																																								
	熱間圧延鋼矢板 JIS A 5528	JIS A 5528																																																																																								
	鋼管矢板 JIS A	JIS A 5530																																																																																								
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																																							
六角ボルト		JIS B 1180																																																																																								
六角ナット		JIS B 1181																																																																																								
摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット		JIS B 1186																																																																																								
共-2-17		2-7-7 溶接材料 JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)	2-7-7 溶接材料 JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)	2-7-7 溶接材料 JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)																																																																																						
共-2-21	第8節 セメント及び混和材料 2-8-2 セメント 2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10㎡未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	第8節 セメント及び混和材料 2-8-2 セメント 2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10㎡未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	第8節 セメント及び混和材料 2-8-2 セメント 2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10㎡未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。																																																																																							
共-2-29	第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成26年7月改正 政令第269号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。	第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成28年11月改正 政令第343号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。	第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成28年11月改正 政令第343号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。																																																																																							

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																																																																																																							
頁	改定前	改定後	改定後																																																																																																						
共-2-30	第12節 目地材料 2-12-1 注入目地材 1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび われ が入らないものとする。	第12節 目地材料 2-12-1 注入目地材 1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび 割れ が入らないものとする。	第12節 目地材料 2-12-1 注入目地材 1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび 割れ が入らないものとする。																																																																																																						
共-2-30	第14節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識 (4) 反射シート (略) また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の 変化 、ひび われ 、剥れが生じないものとする。	第14節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識 (4) 反射シート (略) また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の 変化 、ひび 割れ 、剥れが生じないものとする。	第14節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識 (4) 反射シート (略) また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の 変化 、ひび 割れ 、剥れが生じないものとする。																																																																																																						
共-3-1	第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成26年11月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)																																																																																																						
共-3-2	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成24年11月)	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成25年11月)	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成25年11月)																																																																																																						
共-3-4	第3節 共通の工種 3-3-2 材料 6 (1) ② ただし、x、yはJIS Z 8701 (色の表示方法-X Y Z表色系及びX10 Y10 Z10表色系)の色度座標である。	第3節 共通の工種 3-3-2 材料 6 (1) ② ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。	第3節 共通の工種 3-3-2 材料 6 (1) ② ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。																																																																																																						
共-3-4	表3-1 反射体 (単位:c d/10.76 lx) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">反射体の色 入射角</th> <th colspan="3">白 色</th> <th colspan="3">橙 色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測角 0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。	反射体の色 入射角	白 色			橙 色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	観測角 0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	4	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	表3-1 反射体 (単位:c d/10.76 lx) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">反射体の色 入射角</th> <th colspan="3">白 色</th> <th colspan="3">橙 色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測角 0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。	反射体の色 入射角	白 色			橙 色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	観測角 0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	14	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	表3-1 反射体 (単位:c d/10.76 lx) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">反射体の色 入射角</th> <th colspan="3">白 色</th> <th colspan="3">橙 色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測角 0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。	反射体の色 入射角	白 色			橙 色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	観測角 0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	14	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20
反射体の色 入射角	白 色			橙 色																																																																																																					
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																			
観測角 0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																																																			
0.5°	17	4	10	11	9	6																																																																																																			
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																			
反射体の色 入射角	白 色			橙 色																																																																																																					
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																			
観測角 0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																																																			
0.5°	17	14	10	11	9	6																																																																																																			
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																			
反射体の色 入射角	白 色			橙 色																																																																																																					
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																			
観測角 0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																																																			
0.5°	17	14	10	11	9	6																																																																																																			
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																			
共-3-5	6 (2) ④ 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。	6 (2) ④ 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。	6 (2) ④ 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。																																																																																																						
共-3-9	3-3-7 植生工 8. 受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m2あたり20~30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3-3-7 植生工 8. 受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m2あたり20~30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3-3-7 植生工 8. 受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m2あたり20~30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。																																																																																																						
共-3-10	3-3-8 縁石工 1. 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基盤上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	3-3-8 縁石工 1. 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基盤上に敷均した後、縁石ブロック等を 契約 図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	3-3-8 縁石工 1. 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基盤上に敷均した後、縁石ブロック等を 契約 図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。																																																																																																						
共-3-11	3-3-9 小型標識工 3. 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3-3-9 小型標識工 3. 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3-3-9 小型標識工 3. 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。																																																																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																																																																																								
頁	改定前	改定後	改定後																																																																																							
共-3-12	<p>3-3-11 路側防護柵工</p> <p>6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。</p>	<p>3-3-11 路側防護柵工</p> <p>6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。</p>	<p>3-3-11 路側防護柵工</p> <p>6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。</p>																																																																																							
共-3-17	<p>3-3-14 桁製作工</p> <p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-4により予熱することを標準とする。</p>	<p>3-3-14 桁製作工</p> <p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-4により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-4(2)とする。</p>	<p>3-3-14 桁製作工</p> <p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-4により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-4(2)とする。</p>																																																																																							
		<p>表3-4(2) 予熱温度の標準を適用する場合のP₉₀の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の板厚 (mm)</th> <th colspan="5">鋼種</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の板厚 (mm)	鋼種					SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<p>表3-4(2) 予熱温度の標準を適用する場合のP₉₀の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の板厚 (mm)</th> <th colspan="5">鋼種</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の板厚 (mm)	鋼種					SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																													
鋼材の板厚 (mm)	鋼種																																																																																									
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																					
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																					
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																					
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																					
鋼材の板厚 (mm)	鋼種																																																																																									
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																					
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																					
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																					
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																					
共-3-18	<p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td rowspan="6">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)	圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1枚(端部を含む)	鋼床版	1	1枚(端部を含む)	<p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td rowspan="6">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。</p>	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)	圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1枚(端部を含む)	鋼床版	1	1枚(端部を含む)	<p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td rowspan="6">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。</p>	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)	圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1枚(端部を含む)	鋼床版	1	1枚(端部を含む)
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数			放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																					
		撮影枚数	検査長さ																																																																																							
引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする																																																																																							
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)																																																																																								
曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)																																																																																								
	圧縮フランジ	5		1枚(端部を含む)																																																																																						
腹板	応力に直角な方向の継手	1		1枚(引張側)																																																																																						
	応力に平行な方向の継手	1		1枚(端部を含む)																																																																																						
鋼床版	1	1枚(端部を含む)																																																																																								
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																							
		撮影枚数	検査長さ																																																																																							
引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする																																																																																							
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)																																																																																								
曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)																																																																																								
	圧縮フランジ	5		1枚(端部を含む)																																																																																						
腹板	応力に直角な方向の継手	1		1枚(引張側)																																																																																						
	応力に平行な方向の継手	1		1枚(端部を含む)																																																																																						
鋼床版	1	1枚(端部を含む)																																																																																								
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																							
		撮影枚数	検査長さ																																																																																							
引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする																																																																																							
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)																																																																																								
曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)																																																																																								
	圧縮フランジ	5		1枚(端部を含む)																																																																																						
腹板	応力に直角な方向の継手	1		1枚(引張側)																																																																																						
	応力に平行な方向の継手	1		1枚(端部を含む)																																																																																						
鋼床版	1	1枚(端部を含む)																																																																																								
共-3-20	<p>⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にビッドを発生させてはならない。</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p>	<p>⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にビッドを発生させてはならない。</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p>	<p>⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にビッドを発生させてはならない。</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p>																																																																																							

頁	改定前	改定後	改定後																																																
共-3-21	<p>表3-7 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(14) 仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。 ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。</p>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	<p>表3-7 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(14) 仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。 ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。</p>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	<p>表3-7 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(14) 仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。 ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。</p>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。
欠陥の種類	補修方法																																																		
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																		
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																		
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																		
4 溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																		
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																		
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																		
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																		
欠陥の種類	補修方法																																																		
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																		
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																		
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																		
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																		
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																		
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																		
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																		
欠陥の種類	補修方法																																																		
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																		
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																		
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																		
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																		
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																		
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																		
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																		
共-3-23	<p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ① 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。 ② 受注者は、支圧接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。 ③ 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-11のとおりにしなければならない。</p>	<p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合せた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。 ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-11のとおりにしなければならない。</p>	<p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合せた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。 ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-11のとおりにしなければならない。</p>																																																
共-3-23	<p>3-3-15 工場塗装工 2. 受注者は、気温、湿度の条件が表3-12の塗装禁止制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-3-15 工場塗装工 3. 受注者は、気温、湿度の条件が表3-12の塗装禁止制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-3-15 工場塗装工 3. 受注者は、気温、湿度の条件が表3-12の塗装禁止制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>																																																
共-3-25	<p>12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>	<p>12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>	<p>12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>																																																
共-3-27	<p>3-4-4 既製杭工 3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	<p>3-4-4 既製杭工 3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p>	<p>3-4-4 既製杭工 3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p>																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-3-28	<p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p> <p>14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	<p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> <p>14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	<p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> <p>14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>
共-3-29	<p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p>	<p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p>	<p>(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p>
共-3-30	<p>3-4-5 場所打杭工</p> <p>1. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	<p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p>	<p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p>
共-3-31	<p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p>	<p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。</p>	<p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																																																							
頁	改定前	改定後	改定後																																																						
	<p>12. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。</p> <p>13. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	<p>12. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。</p> <p>13. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	<p>12. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。</p> <p>13. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p>																																																						
共-3-32	<p>14. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p>	<p>14. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせはならない。</p>	<p>14. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせはならない。</p>																																																						
共-3-33	<p>3-4-6 深礎工</p> <p>7. 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-4-6 深礎工</p> <p>7. 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-4-6 深礎工</p> <p>7. 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>																																																						
共-3-43	<p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p>表3-16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下 安定性損失率 20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率 20%以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	<p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p>表3-16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	<p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p>表3-16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																						
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率 20%以下																																																						
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																																						
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																						
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																						
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																																						
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																						
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																						
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																																						
共-3-59	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-6 コンクリート舗装工</p> <p>8. (3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。</p>	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-6 コンクリート舗装工</p> <p>8. (3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックによる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。</p>	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-6 コンクリート舗装工</p> <p>8. (3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックによる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。</p>																																																						
共-3-68	<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-7-9 固結工</p> <p>9.なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。</p>	<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-7-9 固結工</p> <p>9.なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-7-9 固結工</p> <p>9.なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>																																																						
共-4-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p>																																																						

頁	改定前	改定後	改定後																																																																																																																																																																																																												
共-4-2	<p>表4-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th rowspan="2">説明</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土</td> <td>雑質土</td> <td>雑質土</td> <td>雑質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> </tbody> </table>	名称		説明	概要	A	B	土	雑質土	雑質土	雑質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	<p>表4-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th rowspan="2">説明</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土</td> <td>雑質土</td> <td>雑質土</td> <td>雑質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> </tbody> </table>	名称		説明	概要	A	B	土	雑質土	雑質土	雑質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	<p>表4-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th rowspan="2">説明</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土</td> <td>雑質土</td> <td>雑質土</td> <td>雑質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> </tr> </tbody> </table>	名称		説明	概要	A	B	土	雑質土	雑質土	雑質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	砂質土	岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩	軟岩
名称		説明	概要																																																																																																																																																																																																												
A	B																																																																																																																																																																																																														
土	雑質土	雑質土	雑質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
岩	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
名称		説明	概要																																																																																																																																																																																																												
A	B																																																																																																																																																																																																														
土	雑質土	雑質土	雑質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
岩	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
名称		説明	概要																																																																																																																																																																																																												
A	B																																																																																																																																																																																																														
土	雑質土	雑質土	雑質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
	砂質土	砂質土	砂質土																																																																																																																																																																																																												
岩	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
	軟岩	軟岩	軟岩																																																																																																																																																																																																												
共-4-3	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、工事箇所において工事的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、工事箇所において工事的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、工事箇所において工事的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督職員に通知しなければならない。</p>																																																																																																																																																																																																												
共-4-4	<p>4-3-3 盛土工</p> <p>3. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。</p>	<p>4-3-3 盛土工</p> <p>3. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。</p>	<p>4-3-3 盛土工</p> <p>3. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。</p>																																																																																																																																																																																																												
共-4-7	<p>4-4-3 盛土工</p> <p>3. 受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。</p>	<p>4-3-3 盛土工</p> <p>3. 受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。</p>	<p>4-3-3 盛土工</p> <p>3. 受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。</p>																																																																																																																																																																																																												
共-5-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）</p>																																																																																																																																																																																																												

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-5-2	<p>5-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（以下、JISマーク表示認証工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場または全国生コンクリート品質管理監査会議から○適マークを承認された工場で製造された、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しまたは○適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>2. 受注者は、品管監査合格工場等に該当しないJISマーク表示認証工場が製造されたJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p>ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>5-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合にはJISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下、JISマーク表示認証工場））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ品管監査合格工場等が製造した、JIS A 5308レディーミクストコンクリートにより粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>配合試験に臨場する必要はないものとし、施工に先立ち、監査合格証の写しまたは○適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>2. 受注者は、品管監査合格工場等に該当しないJISマーク表示認証工場が製造したJIS A 5308 レディーミクストコンクリートにより粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>また、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">削除</p>	<p>5-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合にはJISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下、JISマーク表示認証工場））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ品管監査合格工場等が製造した、JIS A 5308レディーミクストコンクリートにより粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>配合試験に臨場する必要はないものとし、施工に先立ち、監査合格証の写しまたは○適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>2. 受注者は、品管監査合格工場等に該当しないJISマーク表示認証工場が製造したJIS A 5308 レディーミクストコンクリートにより粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>また、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">削除</p>
共-5-3	<p>3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)																																																											
頁	改定前	改定後	改定後																																																										
共-5-3	<p>4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場が製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>	<p>4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場が製造するレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308レディーミクストコンクリート以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>	<p>4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場が製造するレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308レディーミクストコンクリート以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>																																																										
共-5-3		<p>5-3-3 配合</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p> <p>2. 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに他工事（1年以内の公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（1年以内の公共工事に限る）の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>また、JISマーク表示認証工場、かつ品管監査合格工場等が製造した、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートを用いる場合は配合試験を省略できる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>表3-1 示方配合表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">スランブ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 W/C (%)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">細骨材率 S/a (%)</th> <th colspan="6">単 位 量 (kg/m³)</th> </tr> <tr> <th>水 W</th> <th>セメント C</th> <th>混和材 F</th> <th>細骨材 S</th> <th>粗骨材 G</th> <th>混和剤 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 S/a (%)	単 位 量 (kg/m ³)						水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A													<p>5-3-3 配合</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p> <p>2. 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに他工事（1年以内の公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（1年以内の公共工事に限る）の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>また、JISマーク表示認証工場、かつ品管監査合格工場等が製造した、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートを用いる場合は配合試験を省略できる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>表3-1 示方配合表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">スランブ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 W/C (%)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">細骨材率 S/a (%)</th> <th colspan="6">単 位 量 (kg/m³)</th> </tr> <tr> <th>水 W</th> <th>セメント C</th> <th>混和材 F</th> <th>細骨材 S</th> <th>粗骨材 G</th> <th>混和剤 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 S/a (%)	単 位 量 (kg/m ³)						水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A												
粗骨材の最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 W/C (%)						空気量 (%)	細骨材率 S/a (%)	単 位 量 (kg/m ³)																																																			
			水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G			混和剤 A																																																			
粗骨材の最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 S/a (%)	単 位 量 (kg/m ³)																																																								
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A																																																			
共-5-3		<p>3. 受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。</p>	<p>3. 受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。</p>																																																										
共-5-4	<p>5-5-3 配合</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>5-5-3 配合</p> <p>コンクリートの配合については、第1編5-3-3配合の規定による。</p>	<p>5-5-3 配合</p> <p>コンクリートの配合については、第1編5-3-3配合の規定による。</p>																																																										

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H30.4.1)		佐世保市読み替え版 (H30.6.1)	
頁	改定前	改定後	改定後
共-5-7	5-6-4 打設 5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会 平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	5-6-4 打設 5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会 平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	5-6-4 打設 5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会 平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。
共-5-10	5-6-7 打継目 1. 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に監督職員と協議しなければならない。	5-6-7 打継目 1. 打継目の位置及び構造は、 契約 図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず 契約 図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に監督職員と協議しなければならない。	5-6-7 打継目 1. 打継目の位置及び構造は、 契約 図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず 契約 図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に 監督員 と協議しなければならない。
共-5-9	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度 および 湿度状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度 及び 湿度状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度 及び 湿度状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。
共-5-9	5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状 および 寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み および 締め固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員と協議しなければならない。	5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状 及び 寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み 及び 締め固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員と協議しなければならない。	5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状 及び 寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み 及び 締め固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは 監督員 と協議しなければならない。
共-5-11	5-7-4 組立て 2. 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	5-7-4 組立て 2. 受注者は、 契約 図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて 契約 図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	5-7-4 組立て 2. 受注者は、 契約 図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて 契約 図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。
共-5-19	第13節 水中不分離性コンクリート 5-13-3 コンクリートの製造 4. 練混ぜ ② アジテータトラック1 車輛 の運搬量	第13節 水中不分離性コンクリート 5-13-3 コンクリートの製造 4. 練混ぜ ② アジテータトラック1 車両 の運搬量	第13節 水中不分離性コンクリート 5-13-3 コンクリートの製造 4. 練混ぜ ② アジテータトラック1 車両 の運搬量
共-5-22	第14節 プレパックドコンクリート 5-14-3 施工 6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。 なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書 又は 施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第14節 プレパックドコンクリート 5-14-3 施工 6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。 なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書 または 施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第14節 プレパックドコンクリート 5-14-3 施工 6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。 なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書 または 施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して 監督員 の承諾を得なければならない。
共-5-22	第15節 袋詰コンクリート 5-15-2 施工 2. 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋 づつ 丁寧に積み重ねなければならない。	第15節 袋詰コンクリート 5-15-2 施工 2. 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋 ずつ 丁寧に積み重ねなければならない。	第15節 袋詰コンクリート 5-15-2 施工 2. 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋 ずつ 丁寧に積み重ねなければならない。